

石垣市建設工事請負契約約款(平成12年石垣市告示第45号)の新旧対照表

現行	改正後（案）
<p><u>(請負代金内訳書及び工程表)</u></p> <p>第3条 （略）</p> <p><u>2 受注者は、発注者が請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)の提出を求めたときは、これに応じなければならない。</u></p> <p><u>3 発注者は第1項の工事工程表を受け取ったときは、直ちにこれを審査し、不相当と認めたときは、その理由を明示し、期日を指定して再提出を求めることができる。</u></p>	<p><u>(工程表及び請負代金内訳書)</u></p> <p>第3条 （略）</p> <p><u>2 発注者は、前項の工程表を受け取ったときは、直ちにこれを審査し、不相当と認めたときは、その理由を明示し、期日を指定して再提出を求めることができる。</u></p> <p><u>3 受注者は、発注者が請負代金内訳書の提出を求めたときは、これに応じなければならない。この場合において、請負代金内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。</u></p>